

この支持署名は
労働者主体の選出方法です。



過半数代表者を 選出する署名をお願いいたします。

過半数代表者とは労働者側の代表者の事です。

組合が労働者の過半数を組織していない広島大学の東広島・東千田・霞の3地区事業所では組合とは別に過半数代表者を選出する必要があります。たとえば、東広島地区では組合員であるかどうかに関係なく、過半数約1200名の教職員(常勤・契約の別なく)の支持署名が必要です。

過半数代表者は一人ですが、一人では労働者の権利は守れません。

広島大学にはさまざまな職種、多様な雇用形態があり、その労働条件の協議や協定に個人で対応することはとても大変です。そこで教職員組合と連携して取り組みます。

過半数代表者 役割の3本柱

就業規則制定・変更時に
意見書の提出



労働基準法では就業規則の作成・変更をする場合は過半数代表者の意見を聴かなくてはなりません。

労使協定の締結



大学は過半数代表者と労使協定を結ばなくては1日8時間を超える残業をさせることができません。

安全衛生委員の
推薦



職員の労働の安全及び健康の確保を図るために使用者と労働者から構成する安全衛生委員会を開催することが法律で定められています。

※ 大学運営に欠かせない役割です。

過半数代表者と組合が力を合わせ働きやすい環境を整えましょう。